

第 1 6 号 議案

久留米市学校給食運営審議会規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市学校給食運営審議会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものである。

久留米市学校給食運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 学校給食の運営に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) 食育の推進に関すること。
- (4) 地産地消の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 小学校校長会、中学校校長会及び栄養教諭の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び助言を求めることができる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議)

第8条 審議会は、会長が必要と認めるときは、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を行うことができる。

- 2 前項の方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であって、会長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会教育部学校保健課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第 17 号議案

久留米市いじめ等防止対策委員会規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市いじめ等防止対策委員会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものである。

久留米市いじめ等防止対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市いじめ等防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) いじめの事案に対する必要な支援に関すること。
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、重大事態の調査をするため、必要があるときは、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 公認心理師又は臨床心理士
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 重大事態に関する調査等を行うに当たって、委員が当該事案の関係者と利害関係を有する場合等については、当該委員に代えて前条第2項の規定により臨時委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(調査補助員)

第5条 委員会は、重大事態に関する調査を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。

- 2 調査補助員は、重大事態に関し利害関係を有せず、委員会が適当と認めた者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 調査補助員は、委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を委員会に報告するものとする。
- 4 調査補助員の任期は、委嘱し、又は任命した日から委員会が指示した調査補助の業務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び助言を求めることができる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を行うことができる。

2 前項の方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であって、委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

(守秘義務)

第9条 委員、臨時委員及び調査補助員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第 18 号議案

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市個人情報保護条例の全部を改正する条例（令和 5 年久留米市条例第 号）の施行に伴い、条文中の引用法令を整理するため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則の一部を改正
する規則

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米市
教育委員会規則第2号）を次のように改正する。

第2条及び第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第2項各号を次のように改める。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (2) 久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米
市条例第 号）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第12
8号）

第6条及び第7条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="302 379 918 411">○久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則</p> <p data-bbox="851 435 1115 467">平成29年3月31日</p> <p data-bbox="743 488 1115 520">久留米市教育委員会規則第2号</p> <p data-bbox="219 595 353 627">第1条 略</p> <p data-bbox="219 647 353 679">第2条 略</p> <p data-bbox="257 700 392 732">（適用範囲）</p> <p data-bbox="219 753 1097 833">第3条 この規則は、学校において教育の用に供する<u>すべての</u>情報資産に適用する。</p> <p data-bbox="257 853 443 885">（教職員の責務）</p> <p data-bbox="219 906 1097 986">第4条 教職員は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たり、この規則を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="219 1007 1097 1086">2 教職員は、情報資産の取扱いに当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="246 1107 1048 1139">(1) <u>久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）</u></p> <p data-bbox="246 1251 748 1283">(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p data-bbox="246 1303 1079 1383">(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）</p>	<p data-bbox="1229 379 1845 411">○久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則</p> <p data-bbox="1769 435 2033 467">平成29年3月31日</p> <p data-bbox="1662 488 2033 520">久留米市教育委員会規則第2号</p> <p data-bbox="1144 595 1388 627">第1条～第3条 略</p> <p data-bbox="1144 647 1279 679">第2条 略</p> <p data-bbox="1182 700 1317 732">（適用範囲）</p> <p data-bbox="1144 753 2022 833">第3条 この規則は、学校において教育の用に供する<u>全て</u>の情報資産に適用する。</p> <p data-bbox="1182 853 1368 885">（教職員の責務）</p> <p data-bbox="1144 906 2022 986">第4条 教職員は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たり、この規則を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1144 1007 2022 1086">2 教職員は、情報資産の取扱いに当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1171 1107 1928 1139">(1) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u></p> <p data-bbox="1171 1160 2033 1240">(2) <u>久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米市条例第 号）</u></p> <p data-bbox="1171 1251 1673 1283">(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p data-bbox="1171 1303 2004 1383">(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）</p>

第5条 略

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）は、学校での教育の用に供するすべての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

2 CISOは、教育部長をもって充てる。

(情報セキュリティ責任者)

第7条 情報セキュリティ責任者は、CISOを補佐し、学校での教育の用に供するすべての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策の統括的な管理を行う。

2 略

第8条～第20条 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第5条 略

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）は、学校での教育の用に供する全ての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

2 CISOは、教育部長をもって充てる。

(情報セキュリティ責任者)

第7条 情報セキュリティ責任者は、CISOを補佐し、学校での教育の用に供する全ての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策の統括的な管理を行う。

2 略

第8条～第20条 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第 19 号議案

久留米市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則
を廃止する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市個人情報保護条例の全部を改正する条例（令和 5 年久留米市条例第 号）の施行に伴い、規則を定める必要がなくなったため、規則を廃止しようとするものである。

久留米市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則
を廃止する規則

久留米市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則（平成 2
4 年久留米市教育委員会規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 0 号 議 案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、学校教育法施行規則（昭和 2 2 年 5 月 2 3 日文部省令第 1 1 号）第 1 0 4 条及び第 1 3 5 条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第104条及び第135条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	田 籠 弘幸	有限会社田籠茂商店代表取締役 特定非営利法人元気っこ未来塾代表 久留米商業高等学校同窓会会長	令和5年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	
	城戸 洋平	九州旅客鉄道株式会社 久留米駅長	
	中村 愛	ことまる法律事務所弁護士	
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	
南筑 高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	令和5年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長	
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部副支部長 久留米板金工業組合支部長 福岡県板金工業組合副理事長	
	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長	
	田坂 公	福岡大学商学部教授	
久留米特別 支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	令和5年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	
	深川 和美	特定非営利法人法人フレンドスクール理事 元PTA会長	
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事	
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元福岡県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事	
	向井 純平	久留米大学医学部小児科医師	

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	※田竈 弘幸	有限会社田竈茂商店代表取締役 特定非営利法人元気っこ未来塾代表 久留米商業高等学校同窓会会長
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長
	城戸 洋平	九州旅客鉄道株式会社 久留米駅長	城戸 洋平	九州旅客鉄道株式会社 久留米駅長
	中村 愛	ことまる法律事務所弁護士	中村 愛	ことまる法律事務所弁護士
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員
南筑高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	野瀬 修一	元PTA会長
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部副支部長 久留米板金工業組合支部長 福岡県板金工業組合副理事長
	松隈 敏昭	合川区人権推進協議会会長	松隈 敏昭	合川区人権推進協議会会長
	田坂 公	福岡大学商学部教授	田坂 公	福岡大学商学部教授
久留米特別支援学校	上野 勝且	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝且	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長
	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長	深川 和美	特定非営利法人フレンドスクール理事 元PTA会長
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元福岡県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事
	向井 純平	久留米大学医学部小児外科医師	向井 純平	久留米大学医学部小児科医師

※は新任評議員

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 2 4 号 議 案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提 案 理 由

久留米市スポーツ推進委員の欠員補充のため、委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

校 区	氏 名	任 期
金丸校区	森山 亮	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日

○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

令和5年度久留米市教育施策要綱（案）

1 教育施策要綱の趣旨

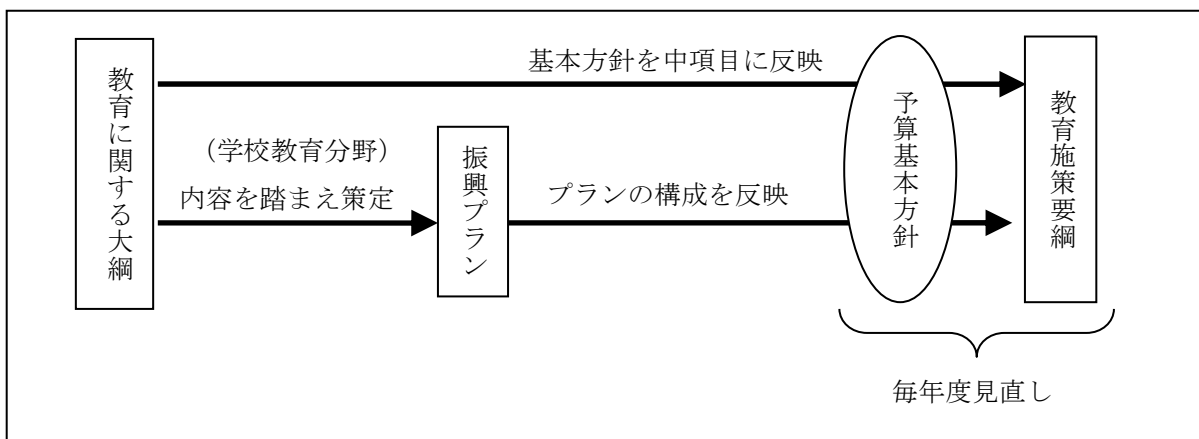
令和5年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

2 教育施策要綱の構成について

教育に関する大綱及び久留米市教育振興プランに基づき、施策要綱の構成を次のとおりとする。

- ① 施策要綱は、教育に関する大綱の基本方針に沿って、施策を実施するための年度計画として策定する。
- ② 施策要綱の学校教育分野は、教育振興プランの構成を踏まえ、同プランの実施計画として策定する。
- ③ 予算との整合を図るため、教育委員会の事務事業（教育部・市民文化部）に係る予算基本方針をもとに施策を分類する。

施策要綱の位置付けのイメージ



3 教育施策要綱の概要

項目	内容
はじめに	総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定、大綱の基本方針及び施策要綱の位置付けについて記載する。
第1章 教育施策の重点課題と対応方針	総括的な考え方として、教育に関する大綱に掲げた教育理念と基本方針を踏まえた施策を推進していくものとし、令和5年度当初予算の基本方針を記載する。
第2章 教育行政の主要施策の展開	教育に関する大綱の基本方針をもとに、予算基本方針によって、項目を設定する。
<p>I 「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育 教育振興プランの推進</p> <p>II 生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育の推進 2 歴史遺産の保存・活用 3 スポーツの推進 4 市民の自己学習の場としての図書館づくり <p>III 教育施策の重点事業</p> <p>I・IIで記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について記載する。</p>	

3 令和5年度の主な変更点

	ページ	概要
1	9	空調機整備事業 中学校の特別教室等に空調機を新設するための設計業務の実施について記載
2	17	令和6年度全国高等学校総合体育大会 令和6年度に開催される全国高等学校総合体育大会に向けた取組について記載
4	30	教育支援総合対策事業 新規事業として重点事業に追加。学校だけでは解決困難な、いじめ・不登校の課題に対する教育相談体制の充実強化に向けた取組について記載
5	31	小学校不登校対応総合推進事業 令和5年度は、生徒指導サポーターの配置校を拡大（23校⇒27校）
6	32	中学校不登校対応総合推進事業 令和5年度は、校内教育支援教室助手をモデル校3校に増員して配置
7	33	教育支援教室らるご久留米運営事業 子ども未来部青少年育成課が「不登校児童生徒対策事業」として実施してきたものを、令和5年度から教育部学校教育課へ移管したことに伴い、事業名・担当課を変更
8	32	学校施設の整備充実事業 令和5年度は、諏訪中学校校舎改築事業の基本実施設計と、老朽化している校舎の改築事業を実施するための耐力度調査の経費を3校分計上
7	41	学校における働き方改革推進事業 教員業務支援員の配置校を増加（令和5年度は14学級以上の学校27校）
9	42	学校ICT環境整備事業 校務系ネットワークと学習系ネットワークを一本化した次期校務系環境の整備に係る経費を計上
10	48	学校規模対策事業 青峰小学校と高良内小学校を対象とした「第2次久留米市立小学校統合基本計画【案】」について記載
11	57	図書館整備事業 令和5年度の取組として、電子書籍の貸出・返却ができる電子図書館システムの導入を行うことについて記載

教育委員会後援事業等に関する報告

R5.2.11からR5.3.10受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和5年4月9日(日)・6月4日(日)・8月20日(日)	第13回全九州ろう社会人軟式野球大会	全九州ろう社会人軟式野球連盟	水前寺野球場・新宝満川野球場・延命球場	後援	体育スポーツ課
2	令和5年3月6日(月)～12日(日)	リポビタン国際ジュニアin久留米	久留米市テニス協会	久留米市総合スポーツセンター テニスコート	後援	体育スポーツ課
3	令和5年8月11日(金)～8月14日(月)	第26回たなばたライオンズ旗少年野球大会	たなばたライオンズ旗少年野球大会実行委員会	三猪農村広場グラウンド、合川小学校、南小学校	後援	体育スポーツ課
4	①令和5年 3月 5日(日) 14:30～16:30 ②令和5年 3月25日(土) 9:30～11:45 ③令和5年 3月26日(日) 11:00～12:00 ④令和5年 4月 1日(土) 9:30～11:45	2023 春の教え方セミナー福岡会場 4会場実施	NPO福岡子ども未来工房	①令和5年 3月5日(日) そびあしんぐう ②令和5年 3月25日(土) あいれふ ③令和5年 3月26日(日) サンコア ④令和5年 4月1日(土) 久留米シティプラザ	後援	学校教育課
5	令和5年3月12日(日) 10:00～15:00	令和4年度 久留米市重症心身障害児者地域生活支援授業	久留米市	久留米ビジネスプラザ会議室C	後援	学校教育課
6	チャレンジホームステイ: 令和5年7月24日(月)～令和5年8月23日(水) 国内英語研修: 令和5年8月7日(月)～令和5年9月18日(月)	国内英語研修事業、チャレンジホームステイ	日本国際交流振興会	アメリカ・オーストラリア・カナダ他	後援	学校教育課
7	令和5年2月19日(日) 10:00～15:00	第68回久留米連合文化会茶道部大茶会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ4・5階(和室・中会議室・大会議室)	後援	生涯学習推進課
8	令和5年5月14日(日) 14:00～16:00	久留米音協合唱団第51回定期演奏会	久留米音協合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
9	令和5年3月11日(土)～5月31日(水) 9:00～17:00	グリーンマルシェ 春の植木まつり	くるめ緑花センター協同組合	くるめ緑花センター、道の駅くるめ	後援	生涯学習推進課
10	令和5年3月10日(金)11日(土)12日(日)17日(金)21日(火・祝) 5日間	子どもイベント	TJC教育サポート	①オンライン(Zoom) ②久留米市市民活動サポートセンターみんくる	後援	生涯学習推進課
11	令和5年5月27日(土) 17:00～20:00	久留米市民オーケストラ第35回定期演奏会	久留米市民オーケストラ	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
12	令和5年5月20日(土)～21日(日)	いちごキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	よかもんいちご	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	A日程:令和5年7月22日(土) B日程:令和5年7月23日(日) C日程:令和5年8月5日(土) D日程:令和5年8月6日(日)	日帰り川遊びキャンプA・B・C・D	社会教育団体Dreams In Club	発心公園キャンプ場	後援	生涯学習推進課
14	令和5年9月23日(土・祝)～9月24日(日)	キャンプファイヤーキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	わらべの里 研修センター	後援	生涯学習推進課
15	令和5年10月22日(日)14:00～15:30	田中健と児童合唱団のジョイントコンサート	久留米児童合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
16	令和5年6月6日(火)～11日(日)9:00～18:00	創立70周年記念久留米連合文化会デザイン部展	久留米連合文化会	福岡県美術館 1・2号室	後援	生涯学習推進課
17	令和5年7月8日(土)14:00～16:00	柳家花緑氏講演会「発達障害は無味無臭! 捉え方で人生は開ける」	特定非営利活動法人ハッピーマクラぶ	久留米共同ホール	後援★	生涯学習推進課
18	①令和5年3月12日(日) ②令和5年3月25日(土) ③令和5年3月26日(日) 午前の部10:00～12:00 午後の部13:00～15:00	ハレルーヤ自由研究	特定非営利活動法人くるぶら	①③弥生が丘まちづくり推進センター ②南薫コミュニティセンター	後援	生涯学習推進課
19	令和5年4月8日(土)～9日(日)10:00～15:00	ハレルーヤマルシェ	特定非営利活動法人くるぶら	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	生涯学習推進課
20	令和5年5月4日(木・祝)14:00～16:00	久留米児童合唱団第51回定期演奏会	久留米児童合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
21	令和5年3月19日(日)12:00～16:00	川の駅しばかりPROJECT 漆喰イベント	久留米工業大学 学生プロジェクトASURA	川の駅しばかり	後援★	田主丸事務所

令和5年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
石井 秀夫 議員	6 不登校児童生徒支援について
甲斐田 義弘 議員	6 教育行政について (1) 不登校対策について
塚本 弘道 議員	7 教育行政について (1) 学校施設のエコスクール事業について (2) デジタル教科書について (3) 発達障害児の支援について
佐藤 晶二 議員	7 少子化により統廃合した後の学校施設整備と運用計画について
<個人>	
秋永 峰子 議員	2 市立高等学校について (1) 特色の継承について (2) 教職員の受入れについて
原口 和人 議員	1 不登校対策について (1) 小・中学校の不登校の現状について (2) 不登校に対する今後の対策について 3 少子化対策について (1) 小・中学校の給食費無償化に対する市の考え方について (2) 今後の取組について
金子 むつみ 議員	3 学校給食費について (1) 進捗状況について (2) 給食費無償化について
小林 ときこ 議員	1 青峰小学校と高良内小学校の統合計画案について (1) 経緯と今後の課題について (2) まちづくりとの関わりについて 3 市立中学校における校則の在り方について (1) 校則見直しの観点について (2) 学校に対する市の関与について

(教育部関係)

令和5年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
石井 秀夫 議員	4 高良大社文書の重要文化財指定について
佐藤 晶二 議員	6 スポーツによる市政の活性化の展望について
<個人>	
松延 洋一 議員	1 史跡筑後国跡歴史公園整備について
田中 貴子 議員	1 自動体外式除細動器（AED）の設置状況について (1) 設置場所について (2) 女性に配慮した AED の使用について

(市民文化部関係)

代表

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 6 不登校児童生徒支援について

【質問主旨】 近年の不登校の児童生徒の急激な伸びについて、原因をどのように捉えているのか。また、不登校対策の基本的な考え方について問う。

【回答要旨】 1 不登校の状況

不登校については、過去最多の更新が続くなど、全国の多くの自治体で課題となっています。久留米市におきましても、市立学校の不登校の児童生徒数は、小学校は平成29年度から、中学校は令和2年度から増加が続いています。特に、令和2年度は、小・中学校合わせて365人でしたが、令和3年度は512人に達し、約40%増という近年にない伸びとなっており、市教育委員会として重く受けとめております。

2 近年急激に増加している不登校の原因

不登校の原因については、第1に、教育機会確保法の制定を受け、個々の児童生徒の状況に応じた支援の必要性や、多様な学びの場に対する社会的理解が広がっていること

第2に、感染症による学校行事の中止・縮小や、活動上の制約が児童生徒の交流や登校意欲を阻害していること

第3に、学級閉鎖等が不定期に繰り返される中で、生活リズムが不規則となり、登校意欲の喪失や学校を休むことへの抵抗感が希薄化したこと等が、その主な原因としてとらえられています。

3 不登校の児童生徒対応の基本的な考え方

こうした状況を踏まえ、市教育委員会では「不登校を問題行動」として捉えるのではなく、教室への復帰だけを目標とせず、一人ひとりの状況に寄り添った、きめ細かな支援を行うことによって、将来の社会的な自立を目指す」ことを、不登校の児童生徒対応の基本的な考え方としています。

2回目

【質問要旨】 6 不登校児童生徒支援について

【質問趣旨】 これからの不登校対策をどのように進めていこうとしているのか、具体的な取組について問う。

【回答要旨】 1 具体的な取組について

市教育委員会では、先ほどの基本的な考え方に基づき、具体的に取組を進めていきたいと考えております。主に3点ございまして、

まず「不登校の背景にある困りごとの把握及び支援」です。教員とは異なる立場で専門的な支援を行うスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの拡充を図り、個々の困りごとの把握と状況に応じた支援を行っていきます。

次に「つながりの確保」です。不登校の全児童生徒が相談や支援を受けられる仕組みづくりを行い、他者とのつながりを切らさないよう、教員や生徒指導サポーターなどによる家庭訪問や相談体制の充実を図ります。

3つめに「子ども目線の支援」です。不登校を経験した生徒やフリースクール職員との意見交換を通じて、施策に反映していきます。市教育委員会では、こうした取組を進めることにより「教員目線の対策」から「子ども目線の支援」への転換を図っていきたいと考えております。

2 今後に向けて

今後、不登校の対応を通して、子どもを中心に据えた、子ども目線による学校教育の実現に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 6 教育行政について
(1) 不登校対策について

【質問主旨】 不登校対策は、学校や行政だけで行うのではなく、民間の力も活用すべきではないか。

【回答要旨】 1 現状と課題

不登校の児童生徒への支援についてですが、学校では、未然防止や早期発見・早期対応を基本に、児童生徒一人ひとりに寄り添いながら、社会的自立に向けた取組を進めています。

しかしながら、久留米市の不登校の児童生徒数は、年々増加しており、「低学年化」や「期間の長期化」などの傾向が見られており、その原因についても、複合化・複雑化してきています。

こうした状況を踏まえ、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーをはじめ、関係機関や専門性を持った民間団体等との連携・協力がさらに重要になっていると考えております。

2 今後について

市教育委員会では、今後、主に2つの視点で民間団体等とも連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

まずは「教職員への啓発」です。多様な学びの場の意義が規定された教育機会確保法や、子どもの権利の尊重を謳った子ども基本法について、有識者等による研修を行い、不登校の児童生徒への支援に関する意識の啓発に取り組みます。

次に、不登校の児童生徒への支援です。地域や民間団体等とも連携し、不登校の児童生徒への相談・支援等の充実を図るとともに、民間のフリースクール等との意見交換を行い、効果的な支援のあり方を検討していきたいと考えております。

2回目

【質問要旨】 6 教育行政について
(1) 不登校対策について

【質問趣旨】 メタバース登校を進めていくべきと考えるが、どう考えるか。

【回答要旨】

1 メタバースの特徴と課題

メタバースによる不登校支援については、既に幾つかの自治体で検証や導入が始まっております。

市教育委員会では、本年1月に現在メタバースを試行した岐阜市を訪問し、意見交換を行ったところです。

その中では、メタバースの利点は匿名性にあり、また、自分のキャラクターを通して会話を進めることにより、他者とのコミュニケーションに苦手意識を持つ児童生徒にとって、段階的な取組がしやすく、少しずつ成功体験を積み重ねることができるという特徴があるとのことでした。

一方、課題としては、メタバースでも参加できない場合や、参加しても会話が困難な場合があるということでした。

2 今後の取組について

市教育委員会では、こうした状況を踏まえメタバースの対象となる児童生徒や、プログラムの内容、さらには、参加が困難な児童生徒への支援等も併せて検討していく必要があると考えております。

今後、導入自治体の状況を継続して、調査を行いますとともに、久留米工業大学や民間事業者等の協力を得ながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

【質問議員】

塚本 弘道 議員

【質問要旨】

7 教育行政について

(1) 学校施設のエコスクール事業について

【質問趣旨】

環境教育の充実に向けて学校施設のエコスクール事業の活用は有効であると考えているが、見解を問う。

【回答要旨】

1 エコスクールの取組について

久留米市においても、エコスクールの取組は、脱炭素社会の実現に向けて進めていく必要があると認識しております。現在も環境負荷の低減を考慮した学校施設の整備を行うとともに、施設整備を通して環境教育の充実も図っているところです。

具体的には、校舎を改築する際の屋根や外壁など建物の断熱性の確保、太陽光発電設備の設置を行っており、既存校舎改修の際には、省エネルギー型の空調設備への更新や、照明器具のLED化など、国の補助制度を活用しながら取組んでいるところです。

また、校舎内にモニターを設置し、発電状況や累積電力量を表示するなど、児童生徒の環境意識の向上にも取組んでいます。

2 今後について

いずれにいたしましても、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に向けて、今後も引き続き、国の環境政策の動向や、他自治体の先進事例も参考にしながら、児童生徒の環境意識向上にも資するよう学校施設における環境負荷の低減に取り組んでいきたいと考えています。

- 【質問要旨】 7 教育行政について
(2) デジタル教科書について
- 【質問趣旨】 文科省の学習者用デジタル教科書の実証事業の本市における結果は。また、見えてきた課題を伺いたい。
- 【回答要旨】 1 学習者用デジタル教科書実証事業の結果について
文部科学省が行う「学習者用デジタル教科書実証事業」には、久留米市の全ての小中学校が参加しており、その結果として、デジタル教科書の機能や導入にあたっての効果や課題が示されているところです。
- 2 デジタル教科書の課題について
久留米市においても、国の調査結果と同様の傾向が見られ、デジタル教科書は、学習内容へのアクセスが容易にできることや、図表や写真の見やすさ等に強みがある一方、学んだ事を残しやすいという点等は、従来の紙の教科書の方が優位であると捉えています。このような事から、児童生徒の学習意欲や知識の定着への影響等のさらなる検証が必要であると認識しています。また、長時間の使用による健康面への影響や導入環境の整備に加え、活用スキルの向上等への対応等も検討する必要があると考えています。

2回目

- 【質問要旨】 7 教育行政について
(2) デジタル教科書について
- 【質問趣旨】 学習者用デジタル教科書などの導入により危惧される点について、どのような認識をもっているか、またその対応策について伺いたい。
- 【回答要旨】 国のGIGAスクール構想におけるICT環境の充実が図られる中、デジタル教科書も導入が進められていくものと認識しています。
その導入にあたっては、書く力や考える力、導入環境の整備、健康面への影響に対する不安、及び教員への負担増などの課題があげられております。
現在、国は令和6年度の本格的な実施に向けて実証研究を進めているところです。
今後、国のデジタル教科書の導入計画に合わせて、その効果的な活用方法等について検討を進めるとともに、併せて、導入環境の整備や健康面への影響、さらには、教員の事務負担等への対応等についても検討してまいります。
- 【質問要旨】 7 教育行政について
(3) 発達障害児の支援について
- 【質問趣旨】 久留米市での発達障害児の支援として、通級指導教室の現状と課題、今後の取組について問う。
- 【回答要旨】 1 通級指導教室の現状と課題

久留米市では、小学校5校、中学校2校に拠点校方式の通級指導教室を設置しています。現在、小学生247名、中学生20名が通っており、その人数は近年横ばいで推移していますが、学校からは、潜在的な利用のニーズが多いと聞いています。

そのような中、課題としましては、通級指導へのニーズに適切に対応するための専門性のある教員の育成や施設の確保、また、拠点校への保護者の送迎が必要であること等があげられます。

2 今後の取組

そのため、今後、専門性のある教員の育成のため、計画的に研修を行うと共に、引き続き教員の配置を県に要望する等、その確保や充実に努めてまいりたいと考えています。

また、令和4年4月の文部科学省の通知では、「児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましい。」とあることから、今後、自校通級や巡回指導等、通級指導の効果的な在り方についても研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 7 少子化により統廃合した後の学校施設整備と運用計画について

【質問趣旨】 少子化により今後も学校の統廃合が進む。統廃合後の学校施設の整備や運用計画について連携・連絡するべきだと思いがいかか。

【回答要旨】 1 学校統合の基本的な考え方

市教育委員会では、少子化が進む中で、より良い教育環境を整備するためには、今後も小学校統合の取組を進めていかなければならないと考えています。

また、小学校統合は、様々な地域活動などに影響があり、さらに、学校は地域のシンボルであることから、学校跡地の利活用を含めて、地域と十分に協議し、地域の意向に配慮しながら取り組まなければならないと考えています。

2 学校跡地の利活用

そのような中で、学校跡地の利活用については、地域との協議経過も踏まえながら、施設の構造や敷地面積、地理的条件などが生かせるよう、全庁的に、様々な利活用の可能性を検討していく必要があると考えています。

現在、跡地利活用の検討は、教育委員会を含む関係部局で構成する検討組織で行われています。

市教育委員会といたしましては、小学校統合を進めている担当部局として、他の部局と十分な連携を図りながら、跡地の利活用に取組んでまいります。

個人

2回目の質問から一問一答方式

【質問議員】 秋永 峰子 議員

- 【質問要旨】 2 市立高等学校について
(1) 特色の継承について
- 【質問趣旨】 不登校などの困難を抱えた生徒の学力保障について、市立高校に入学してきた生徒に対して、どのように継承されるのか。
- 【回答要旨】 1 基本方針について
三井中央高校の教育内容の特色の継承および発展につきましては、「久留米市立高校教育検討委員会」において審議を行い、「ICTの活用による新しい教育活動」、「地域との連携及び情報発信」、「地域の暮らしを守る人材の育成と進路確保」、「生徒の多様性の尊重と困りごと解消の支援」の4つの基本方針を決定しました。この基本方針を受け、南筑・久留米商業・三井中央高校の管理職と教員が参加し、「市立高校合同検討幹事会」を昨年12月に開催し、第1回目の意見交換会を行いました。
- 2 今後の方向性について
今後につきましては、この幹事会において三井中央高校の特色ある教育内容を取り入れ、市立高校のさらなる発展に向けて具体的な検討を進めてまいります。
- そうした中、不登校などの困難を抱えた生徒の学力保障につきましても、基本方針の「生徒の多様性の尊重と困りごと解消の支援」に基づいて検討を進めてまいります。
- 【質問 2】 不登校生徒の学力保障は、行政が責任をもって行うべきではないか。不登校などの困りごとを抱えた生徒に寄り添った学力保障のできる機関を市が設置すべきだと考えるがどうか。
- 【回答 2】 市立高校では、これまでも不登校などの困難を抱えた生徒の学力保障について、きめ細やかに指導してまいりましたが、三井中央高校が培ってきたノウハウを継承発展させながら、取組みを充実してまいりたいと考えております。
- 文部科学省の調査によりますと、高等学校における不登校は全国的に増加の傾向がみられます。
- そのような中で、不登校などの困難を抱えた高校生を支援する機関の設置については、環境整備や単位認定などのハード、ソフトの両面で、高校教育ならではの課題も多くございます。まずは、県教育委員会と協議を行うとともに、圏域の関係団体と連携しながら、どのような支援の形が可能であるか検討してまいります。
- 【質問要旨】 2 市立高等学校について
(2) 教職員の受入れについて
- 【質問趣旨】 市立高校での教職員の受入れについて見解を問う。
- 【回答要旨】 久留米市外三市町高等学校組合の構成市町の中では久留米市だけが高等学校を有しており、また、三井中央高校の教職員のキャリアは、市立高校への特色の継承に有益であると考えております。したがって、同校の教職員の身分保障については、市立高校で受け入れることを基本として考えております。

いずれにしても、教職員本人の意向が最優先でございますので、その意向を踏まえたうえで、最大限に配慮した対応を行いたいと考えております。

【質問議員】 原口 和人 議員

【質問要旨】 1 不登校対策について
(1) 小・中学校の不登校の現状について

【質問趣旨】 ・本市の不登校の状況を伺う。
・一度不登校になると学校に出て行きにくくなるのではないかと。

【回答要旨】 1 不登校児童生徒の状況について
不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあります。本市においても、令和3年度の不登校児童生徒数は小学校216人、中学校296人となっており、それぞれ前年度比58.8%増、29.3%増となっています。そのような中、不登校児童生徒のうち90日以上欠席している児童生徒の割合は、令和2年度末で51.8%、令和3年度末で57.8%と、6.0%増加しており、不登校が長期化している傾向にあります。

2 不登校解消の難しさについて
文部科学省が令和2年に行った不登校児童生徒の実態調査によると、不登校の状態では、「勉強が分からない」や「友達のこと」が学校に行きづらい理由の上位となっています。一度不登校になると、登校しても学習への不安や孤立感・疎外感を感じ、それらが重なり不登校の長期化につながっているものと思われます。

そうしたことから、各学校では、担任等がマンツーマン対応を基本として不登校の未然防止と初期対応に取り組み、また、不登校の児童生徒と学校との関係が希薄化しないよう、継続的な支援に取り組んでおります。

【質問要旨】 1 不登校対策について
(2) 不登校に対する今後の対策について

【質問趣旨】 不登校対策は今後どのように進めていくのか。

【回答要旨】 不登校に対する今後の支援について
来年度は、不登校の未然防止と初期対応の充実に向け、小学校の生徒指導サポーターや中学校の校内教育支援教室助手の配置を拡充することとしています。
また、不登校状態が長期化するなどして学校内外の支援が届いていない児童生徒が一定数いることから、児童生徒との関係性を築き、全ての不登校児童生徒に支援が届くよう取組みを強化するとともに、児童生徒の視点にたった効果的な手法について調査研究を行う予定としています。さらに、青少年育成課が所管している、学校外に設置する適応指導教室「らるご久留米」について、名称を教育支援教室に変更した上で、学校教育課に業務を一元化し、総合的な不登校の児童生徒への支援を図ってまいりたいと考えております。

2回目

【質問要旨】

- 1 不登校対策について
- (2) 不登校に対する今後の対策について

【質問趣旨】

不登校対策を充実するとのことだが、今一度、教育長の決意を聞く。

【回答要旨】

不登校児童生徒への支援の考え方について

不登校は、取り巻く環境や置かれた状況によって、どの児童生徒にも起こり得るものと考えています。そのため、まずは、児童生徒にとって学校が安全安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」に努めてまいります。

また、不登校の原因や背景は多岐にわたることから、民間団体や地域との連携を進めるとともに、来年度は今後の支援のあり方について、専門家や関係機関との協議を行ってまいります。不登校の対応については、登校や学級復帰という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が社会的に自立することを目指していくことが必要でございます。今後、そのような認識のもと、不登校の未然防止と初期対応の充実・強化を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援が不登校の児童生徒にも確実に届くよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【質問要旨】

- 3 少子化対策について
- (1) 小・中学校の給食費無償化に対する市の考え方について

【質問趣旨】

少子化対策のため、中核市、東京都などでも、給食費を無償化する自治体が増えてきている。市の給食費無償化に対する考えを問う。

【回答要旨】

1 基本認識

社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策につきましては、将来を見据えた中長期的な展望のもと、限られた財源で、持続可能な施策を実施していく必要があると認識しております。

そのような中、給食費を無償化する自治体が増えてきていることは、承知しております。

2 給食費の無償化の考え方

学校給食法では「学校給食に係る経費のうち、施設整備費や調理員の人件費などの給食運営に要する経費は設置者が負担し、それ以外の食材費は保護者の負担とする」と定めております。

一方で、経済的に厳しい家庭に対しましては、生活保護制度や就学援助制度により、給食費の実費援助を行っているところです。

また、市立学校の全ての児童生徒の給食費を無償とした場合、来年度以降は、新たに年間約10億2千万円の財源が必要になりますので、市単独で給食費無償化を行うことは困難であると考えています。

2回目

【質問要旨】

- 3 少子化対策について
- (1) 小・中学校の給食費無償化に対する市の考え方について

【質問趣旨】 中学校の給食費を無償化した場合は、約3億6千万円の財源が必要であると聞いている。当面、中学校からでも給食費無償化を進めるべきではないか。

【回答要旨】 久留米市の少子化対策につきましては、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶え、次世代に選ばれるまちを実現するための予算を、今議会に上程しているところです。

そのような中、中学校給食費の無償化については、約3億6千万円という大きな経費がかかり、現在の財政状況では困難であると言わざるを得ません。つきましては、国に対して、様々な機会を捉え、しっかりと要望していきます。

【質問要旨】 3 少子化対策について
(2) 今後の取組について

【質問趣旨】 無償化の課題は財源の確保である。今後、どの様にと取組んでいくのか。

【回答要旨】 給食費の無償化については、少子化対策として取り組む自治体が増える中、地域間で保護者負担の格差が生じてくることから、国が政策的に取り組むべき課題ではないかと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、大きな財源が必要になりますので、現段階では、市単独で給食費無償化を行うことは困難であると考えています。

一問一答方式

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 3 学校給食費について
(1) 給食費値上げについて

【質問 1】 来年度、給食費を値上げする方針に変更はないのか。

【回答 1】 現時点で変更の予定はございません。

【質問 2】 物価高騰が進む中、値上げの措置は胸が痛まないか。

【回答 2】 保護者への説明につきましては、リーフレットや動画を作成し、これまでの経過や食材費の高騰など学校給食費を取り巻く状況をはじめ、令和5年度の学校給食費の支援（増額の2分の1）など、丁寧な説明に努めてまいりました。

その結果、保護者から特段のご意見もございませんでしたので、一定のご理解を得られていると認識しております。

【質問 3】 値上げの半分を市で補うということだが、全額補填することはできないのか。

【回答 3】 令和4年度は、国の交付金を活用し、値上げ幅に相当する物価上昇分につい

て支援をさせていただいたところです。令和5年度につきましては、給食費の値上げの金額を定め、その増額の半分を支援する形で議会へ上程させていただいたところです。

【質問 4】 これまで給食法11条を理由に食材費は補填できないという回答であった。物価高騰で引き上がる分をできるなら全額補填できないのか。

【回答 4】 令和5年度につきましては、値上げ幅が大きいこともありまして、経過措置、激変緩和措置として2分の1の支援をすることを12月議会で承認いただいております。今回、その予算を計上させていただいております。

【質問要旨】 3 学校給食費について
(2) 給食費無償化について

【質問 1】 給食費の無償化に踏み切る自治体が増えてきているが、その理由をどう認識しているのか。

【回答 1】 最近の報道などで、給食費を無償化する自治体が増えていることは承知しております。その理由としましては、近年の急速な少子化や厳しい経済状況を背景に、その自治体の政策的課題や財政状況等を踏まえた上で、少子化対策や定住促進策の一つの選択肢として検討され、子育て世代への支援を目的に取り組まれているものと認識しております。

【質問 2】 久留米市でも少子化対策として、給食費を無償化すべきでは。

【回答 2】 給食費の無償化は、新たに毎年約10億2千万円の財源が必要になりますので、市単独での財政負担は困難であると考えています。

【質問 3】 就学援助や生活保護の補足率は把握しているのか。

【回答 3】 生活保護制度、就学援助制度の補足率については、把握が困難でございますので、現時点では、把握できておりません。

【質問 4】 補填に係る経費は、全体の予算の0.7%であるが、無償化できないのか

【回答 4】 来年度の学校給食の保護者負担額は、1食小学校231円、中学校260円です。この単価で、献立や食材、料理方法等を工夫しながら、栄養バランスの取れた魅力ある給食を、毎日提供することが、子育て世帯への支援につながっているのではないかと思います。

また、経済的に厳しい家庭につきましては、生活保護制度や就学援助制度による給食費の実費援助を行っておりますので、この制度で今後も対応してまいりたいと思います。必要な人に支援が届くように、全対象世帯に対して、制度のチラシを配布しておりますが、今後も学校と連携して申請漏れがないよう周知に努めてまいりたいと考えております。

【質問 5】 補足率をしっかりと調べていただきたい。他自治体でも無償化を進めている。久留米市でもせめて中学校給食の無償化をしてはどうか。

【回答 5】 中学校給食費を無償とした場合、限られた財政状況の中、新たに毎年約3億6千万円の財源が必要になりますので、市単独での財政負担はやはり困難であると考えています。

【質問 6】 3億6千万円は、20万円の家庭で考えるとその額は400円となる。その気になればできると思う。再度回答を。

【回答 6】 学校教育分野においても、学校施設の老朽化対応や維持管理、教育ICTの環境整備など、膨大な事業費が見込まれています。そのような中で、毎年3億6千万円の財源を新たに捻出することは現時点では難しいと考えます。

一問一答方式

【質問議員】 小林 ときこ 議員

【質問要旨】 1 青峰小学校と高良内小学校の統合計画案について
(1) 経緯と今後の課題について

【質問 1】 12月の説明会では、様々なご意見が出されたが、市教育委員会ではこれをどのように受け止めたのか。

【回答 1】 昨年12月の説明会では、今年4月から発生が見込まれます複式学級に対し、「複式学級は回避できないのか」、「統合はやむを得ない」といったご意見や、「学校を残してほしい」というご意見、また、まちづくりに関するご意見など、様々なご意見をいただきましたが、全体を通しては、「子どもの教育環境をより良くしてほしい」というご意見が中心であったと受け止めております。

市教育委員会といたしましては、保護者や地域の方々のご意見等を真摯に受け止めながら、子どもたちのより良い教育環境の実現に向け、「小規模化対応方針」に基づき、小学校統合の取組を進めていきたいと考えております。

【質問 2】 青峰小学校の児童数の減少は予測できたはずである。今回の統合について、もっと早くから提起しなかったのはなぜなのか。

【回答 2】 市教育委員会では、平成30年に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定し、小学校統合に取り組んでまいりました。その中で、城島・下田・浮島小学校の統合を、今後の統合に生かしていくために、検証作業を行い、昨年8月に検証結果を取りまとめたところです。

また、小学校の統合は、児童や保護者、地域の皆様にとって大きな影響がありますので、児童数推計の取扱を含め、慎重に取り組んできたところです。

このような中で、青峰小学校につきましては、昨年10月1日現在で、次年度の児童数などの状況を確認したところ、複式学級となる見込みが高くなることが判明いたしました。そのため、まずは、複式学級の概要や市教育委員会の対応方針等をお示しした、「青峰小学校の今後のあり方」についての説明会を12月に行ったところです。

【質問 3】 統合の実施時期を2年後とされているが、児童や地域への影響について、それぞれの実情を考慮した期間とは言えないのではないか、その考えをお尋ねしたい。

【回答 3】 青峰小学校では、この4月から、2・3年生で複式学級が発生することが見込まれているため、市教育委員会といたしましては、できるだけ早期に、統合を進めていきたいと考えております。

一方で、城島小学校統合の検証結果から、統合に向けた協議や検討を行う期間として1年程度は必要であり、またその期間に加えて、児童の不安解消のための取組や施設や備品の整備など、具体的な統合準備期間として1年、合わせて2年の期間が必要であると考えております。

また、「統合の実施時期を示すことで、保護者や地域の皆様方と見通しを持って、より具体的な協議ができる。」との検証結果も踏まえ、市教育委員会といたしましては、2年後の、令和7年4月を統合の実施時期とした案を提示させていただいたところです。

【質問 4】 少人数の特色ある学校として存続させるという可能性や選択肢を示せないのか。

【回答 4】 文部科学省が示す学習指導要領では、多様な価値観を持った子どもたちが、意見を出し合い、折り合いをつけながら、解決策を見いだしていくことが求められており、そのためには、一定の集団規模が必要であるとされております。

また、統合の検証の際に実施した、児童や保護者へのアンケート調査の結果からも、統合に関して、「良かった・どちらかといえば良かった」との回答が90%以上っております。

確かに、小規模の学校においては、小規模校の良さを活かした学校運営がなされておりますが、市教育委員会といたしましては、統合の検証結果も踏まえ、小規模の小学校については、「小規模化対応方針」に基づき、統合の取組を進めたいと考えております。

【質問要旨】 1 青峰小学校と高良内小学校の統合計画案について
(2) まちづくりとの関わりについて

【質問 1】 学校統廃合とまちづくりの関係を、久留米市としてどのように受け止めているか改めてうかがう。また、今後の部局間連携についてうかがう。

【回答 1】 市教育委員会では、小学校の統合は、地域活動やまちづくりにも影響があるものと認識しています。そのため、庁内の関係部局で構成する「小学校統合調整会議」において、12月の説明会で出されました、まちづくりに関するご意見について、情報共有を行ったところです。

また、3月下旬に開催を予定しております「青峰小学校と高良内小学校の統合計画案」の説明会におきましても、関係部局が同席の上で、対応することとしております個人

【質問 2】 今後、小規模となることが予想される学校について、データを示し、早くから地域での意見交換を進めるべきと考えるが、市の考えをうかがう。

【回答 2】 児童・生徒数の将来推計などにつきましては、これまで、小学校 統合に関

する憶測を招くおそれがあることから、慎重な取り扱いを行ってきましたが、統合の検証結果や、久留米市立小・中学校通学区域審議会からの答申などを踏まえ、市民の皆様に広く公表し、情報共有を図っていくように、「久留米市立小学校小規模化対応方針」を見直したところです。

今後は、その公表の内容や時期等について、市議会からのご意見もいただきながら、整理してまいりたいと考えております。

【質問 3】 学校統合に伴う今後のまちづくりについても、説明会という手法だけでなく、市民合意を形成していく方法を検討していただきたいが、市の考えをうかがう。

【回答 3】 小学校統合は、様々な地域活動や、統合後のまちづくりに影響があることから、説明会だけでなく、様々な機会や場面を通して、意見交換を行っていくことも必要であると認識しています。

今後、保護者や地域の皆様と十分かつ丁寧な協議に努めてまいりますとともに、まちづくりに関しましては、庁内の関係部局で構成する「小学校統合調整会議」を活用し、関係部局と連携しながら、取り組んでまいります。

【質問要旨】 3 市立中学校における校則の在り方について
(1) 校則の見直しの観点について

【質問 1】 学校における校則には、一般的にどのような教育的意義があるのかを問う。

【回答 1】 文部科学省の生徒指導提要によると、「学校の校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの」また「社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長により制定されるもの」とされており、「学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられる」と示されています。

【質問 2】 これまでに行われた学校における校則の見直しは、どのような手法で行われたのか、また、その際に見直しの観点を示したのかを問う。

【回答 2】 令和3年6月に文部科学省から校則の見直しの観点や進め方等を示した取組事例が出されましたので、市教育委員会からも、各学校にその事例を参考に校則の見直しを行うよう通知を発出しております。

学校においては、生徒にアンケートを実施したり、保護者を交えて話し合いを行ったりして、校則の改正に取り組んできました。しかし、学校によって取り組み方や意識に差があったというのが実情です。

そのため、昨年12月に、全校長に対して「こども基本法」の施行を踏まえ、子どもの権利を尊重した校則の見直しについての研修を行ったところです。

【質問 3】 校則を見直す観点には、「こども基本法」をふまえた検討が重要だと考えるが、市教委の見解を問う。

【回答 3】 「こども基本法」の基本理念の一つに、「全てのこどもについて、年齢及び発達に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が示されています。

校則の見直しにおいても、児童生徒が意見を表明したり、校則の内容を議論したりする機会を設けるなど、主体的に関わることができるよう配慮することが重要であると考えます。市教育委員会としましては、各学校が校則の見直しを行う観点として、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもの権利が最大限に尊重されるよう、働きかけてまいりたいと考えています。

【質問要旨】 3 市立中学校における校則の在り方について
(2) 学校に対する市の関与について

【質問 1】 各中学校が主体的に校則の見直しを行うために、市教育委員会としてどのような取組を進めているのかを問う。

【回答 1】 市教育委員会としては、次の3つの取組を進めております。1つは、教職員を対象とした校則の見直しに係る研修です。生徒指導の際のルールとなる校則の制定や見直しは、教職員の「こども基本法」等の十分な理解の上に行われることが重要ですので、まずは、教職員の理解促進に努めているところです。2つ目は、校則のあり方についての協議です。弁護士や保護者、校長会の代表などで構成する「校則のあり方検討協議会」を立ち上げ、校則のあり方について中学校長会に提案する予定としております。3つ目は、「校則見直しのプロセスを体験する学習会」の開催です。今月末に、市内17中学校の生徒、保護者及び教職員の代表が、校則見直しの模擬体験をします。そして、その体験を基に、各学校で見直しに取り組んでいただく予定です。

【質問 2】 市教育委員会の今後の取組を問う。

【回答 2】 昨年12月に改訂・公表された生徒指導提要には、「児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます」とあります。市教育委員会としましては、今後も、各学校で継続的な見直しが図られていくよう、校長会と連携しながら取り組んでまいります。また、「こども基本法」及び「生徒指導提要」等の趣旨を踏まえて、子どもを中心に据えた学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

代表質問

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 4 高良大社文書の重要文化財指定について

【質問趣旨】 高良大社文書の概要と、重要文化財に指定されることとなった経緯について尋ねたい。

【回答要旨】

- 1 筑後国一の宮高良大社の宝物としてこれまで大切に保存されてきた高良大社文書百四十六通は、平安時代から明治時代の古文書で、筑後国の神々についてまとめた現存最古の神名帳や、大友宗麟をはじめとする九州戦国大名の書状などがあります。この古文書は、幅広い時代と豊富な内容から、高良大社及び北部九州を中心とする歴史研究上、極めて貴重であるとして、この度国の重要文化財に指定されることとなりました。
- 2 本市では、平成 29 年度から令和元年度まで文化庁の補助を受け、高良大社が所蔵する古文書などのすべての歴史資料について、それぞれの専門家の意見や検証を受けながら調査を実施しました。こうした調査成果によって歴史的価値が認められ、この度国の指定を受けることになったものです。

2回目

【質問要旨】 4 高良大社文書の重要文化財指定について

【質問趣旨】 高良大社文書などの貴重な文化財の保存や公開について、市は所有者である高良大社と連携をとりながら、今後どのような取り組みを進めていくのか

【回答要旨】 高良大社所蔵歴史資料の保存活用については、これまで所有者である高良大社と連携し、

- ・調査中から現在に至るまで継続した保存環境の整備
- ・調査の成果報告と今後の保存活用についてのシンポジウム
- ・高良大社宝物館で重要文化財に指定される古文書の特別公開

などを行ってまいりました。

今後とも引き続き、久留米市と高良大社とで連携しながら、地域の貴重な文化財として、広く市民に知っていただけるよう、保存環境の整備や公開等の活用に取り組んでまいります。

3回目

【質問要旨】 4 高良大社文書の重要文化財指定について

【質問趣旨】 今回の高良大社文書の重要文化財指定により、宝の山・高良山に新たな魅力が加わった。今後、高良山全体の歴史文化の保存と活用について、市はどのような取り組みを進めるのか

【回答要旨】 高良山は、重要な歴史遺産が集中する地域であり、今回国指定を受ける高良大社文書の他にも、国指定史跡高良山神籠石や、国重要文化財建造物の高良大社本殿等をはじめとした、多くの国・県・市指定文化財が所在しています。

また、文化財指定は受けていないものの、地域の歴史を語る上で重要な資料や遺跡、民俗行事などが数多く残っています。

久留米市といたしましては、今後も専門的な調査を継続し、保存活用のための取り組みを行ってまいります。

併せて、本年度より運用を始めました筑後川遺産制度の周知を図り、地域の皆様とともに地域の歴史を学び、歴史遺産の活用を図っていきたいと考えております。

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 6 スポーツによる市政の活性化の展望について

【質問趣旨】 くるめアリーナなど、大規模スポーツ施設を拠点とした。プロチームの誘致、定期的なリーグ戦の開催によって、さらなるスポーツの推進とともに、宿泊などによる経済効果、市政の活性化が図れると考えるが、市長のお考えをお伺いする。

【回答要旨】 現在、久留米アリーナをはじめ市内のスポーツ施設では、バスケットボールやアメリカンフットボール等のリーグ戦が年に1～2回行われているほか、さまざまな大規模スポーツ大会が行われています。

また、野球の福岡ソフトバンクホークスやサッカーのサガン鳥栖とも連携し、選手によるスポーツ教室やパブリックビューイング等のスポーツの推進を図るための取り組みを行っています。

このほかにも、サッカーのアビスパ福岡や久留米市を拠点として活動している女子7人制ラグビーのナナイロプリズム福岡の2つのチームと今年度、新たに連携協定を締結したところです。

これらのチームとの繋がりを活かし、市スポーツ協会と連携しながら、選手によるスポーツ教室等を開催し、トップレベルのプレーに触れることによるスポーツファンの増加、アスリートの競技力向上を図ってまいります。

あわせて、プロチーム等の定期的なリーグ戦や大規模スポーツ大会を開催することは、宿泊等による経済効果が期待でき、市政の活性化に繋がることと考えておりますので、引き続き努力してまいります。

2回目

【質問要旨】 6 スポーツによる市政の活性化の展望について

【質問要旨】 くるめアリーナなど大規模な施設への全国大会国際大会誘致の考え方を伺いたい。

【回答要旨】 市長就任後、久留米市からスポーツ選手を輩出できるよう、ジュニアアスリートやネクストアスリートについて助成金を出しております。そうやって若い選手のバックアップをしっかりとやっていきたいと考えております。

誘致に関しては、何の種目を誘致するかが重要。久留米市の協会としっかり話をしなければなりません。また、誘致にあたっては施設整備等の支出も見込まれるため、誘致効果とのバランスを見ながら、議会ともよく協議して進めていきたいと考えております。

個人

2 問目から一問一答方式

【質問議員】 松延 洋一 議員

【質問要旨】 1 史跡筑後国跡歴史公園整備について

【質問趣旨】 筑後国府跡の公有化及び地権者の現状と、今後の見通しをどのように考えているのか。

【回答要旨】 1 筑後国府跡につきましては、平成8年3月に、国史跡に指定されて以降、史跡保存のため、また歴史公園として整備するため、史跡指定地の公有化に取り組んでまいりました。指定面積 約4万2千平方メートルのうち、現在、約3万6千平方メートルの公有化が完了し、公有化率は今年度末で、86.18%となる見込みです。公有化に際しましては、地権者のご理解とご協力のもと、土地の取得を進めてまいりましたが、公有化が完了していない土地所有者の方々につきまして、高齢化や世代交代が進んでいる状況でございます。

2 このような状況を踏まえ、今後は、短期集中的に事業財源の確保が可能となる国の補助制度を有効に活用するなど、できる限り早期に公有化が完了するよう、事業を推進してまいりたいと考えております

【質問 2】 歴史公園整備に向けたこれまで取り組みと、今後どのように整備を進めていくのか。

【回答 2】 これまでの取り組みとしましては、出前講座の開催や、パンフレットを作成するなどして、筑後国府跡の周知に努め、地域住民への意識の醸成を図ってまいりました。

また、令和元年度には、筑後国府跡の適切な保存と活用を図っていくための基本方針を示した史跡筑後国府跡保存活用計画を、地域の代表の方や学識経験者のご協力のもと、策定しております。

歴史公園の整備にあたりましては、整備の方針を定める基本計画を策定する必要がございます。

併せて、計画の策定にあたっては、地域の代表の方や学識経験者などで構成する整備委員会を設置する必要もございます。

整備委員会の中では、どのような歴史公園として整備することが望ましいか、ご意見をいただき、整備基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております

【質問 3】 歴史公園としての具体的な方針や整備内容はどのように考えているのか。

【回答 3】 令和元年度に策定した、史跡筑後国府跡保存活用計画では、市民や地域住民をはじめとするより多くの人々と筑後国府跡の価値や魅力を共有していく活用の推進を目指すとしております。

さらに、郷土に対する愛着や誇りを育む学びの場、交流の場としての活用を推進するとしておりまして、教育・文化・観光などのまちづくりにも活用していく

ことを示しております。

この方針に基づき、基本計画を策定する中で、具体的な方針や整備内容を検討してまいります。検討にあたっては、市議会からもご意見をいただきながら、国や県とも調整を図りつつ、進めてまいりたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】 田中 貴子 議員

【質問要旨】 1 自動体外式除細動器（AED）の設置状況について
（1）設置場所について

【質問 1】 学校のAED設置場所は、職員室前や玄関の入口など、多くが校舎内にあり、土日や夜間も施設を利用する社会体育団体などが、緊急時にAEDを使用できない。昨年、教育委員会へ質問した際、市民文化部と協議するとのことだったが、市民文化部のその後の検討状況は。

【回答 1】 現在、多くの学校で、職員室前や玄関の入口など校舎内にAEDが設置されている状況を踏まえ、土日・祝日や夜間でも社会体育団体などが緊急時にAEDを使用できるよう、設置状況や新たな設置方法について教育委員会と協議を行っているところでございます。

人命を第一に考え、安全性や利便性を前提とし、校舎内に設置されたAEDを屋内の取り出しやすい所へ移設することや、屋外へ移設することなど、既存のAEDを有効活用するために、どのような設置が考えられるか課題を含め、協議を継続しているところでございます。

【質問 2】 小中学校のAEDを24時間使用でき、気候や天候に左右されずに保管できる屋外用収納ボックスに移設した自治体もあるようだが、屋外用収納ボックスに対する考え方は。

【回答 2】 屋外用収納ボックスを活用し、校舎内の既存のAEDを施設の壁面など屋外に移設すれば、社会体育団体などが、緊急時にAEDを使用できるという点で非常に有効であると考えております。

一方で、学校の敷地内は、基本的に誰もが自由に入れるものではありませんが、屋外に移設することで、盗難やいたずらなどの恐れもあり、防犯対策への対応が必要であると考えております。

【質問 3】 屋外設置は、盗難やいたずらの心配もあるが、収納ボックスは開けるとブザーが鳴り、ある程度の防犯対策は可能だし、盗んでも販売には資格が必要である。屋外設置は、リスクもあるが、市民の命を守る事には代えがたい。設置に向けた考えを伺いたい。

【回答 3】 AEDの屋外への移設につきましては、有効な手段のひとつだと考えておりますので、安全性や利便性を前提として、課題解決方法や費用なども含め、引き続き、教育委員会と協議してまいりたいと考えております。

【質問要旨】 1 自動体外式除細動器（AED）の設置状況について
（2）女性に配慮したAEDの使用について

【質問 1】 傷病者が女性の場合、使用をためらう人もいる。AEDケースの中に傷病者の胸部を覆う三角巾を配備しておくこと、プライバシーを守りつつ、骨折部位の固定や止血にも活用できる。学校に設置されたAEDへの三角巾配備について見解を伺いたい。

【回答 1】 迅速な対応が求められるAEDの使用において、いざというときに使用をためらい、適切な処置ができなくなるようなことはあってはならないと考えております。

このような場合に、AEDケースの中に三角巾を配備しておくことで、傷病者のプライバシーを保護することができ、また、骨折部位の固定や止血など必要に応じて活用することも可能であることから、効果が期待できると考えます。

今後、学校に設置されたAEDケースへの三角巾の配備につきましては、教育委員会と協議を行い検討してまいりたいと考えております。

校則見直しのプロセスを体験する学習会

1 目的

生徒、保護者及び教職員が、校内校則検討委員会を模した疑似的な体験を通して、校則の意義、運用及び見直しに関する理解を深め、今後の各学校における校則に関する議論に主体的に参加することができるようにする。

2 主催

久留米市立中学校校則のあり方検討協議会

3 日時

令和5年3月27日（月）
14:00～16:40

4 会場

久留米市教育センター 大研修室



子どもの権利の説明

5 参加者

各学校から生徒2名（計34名）、教職員1名、保護者1名 合計68名

6 内容

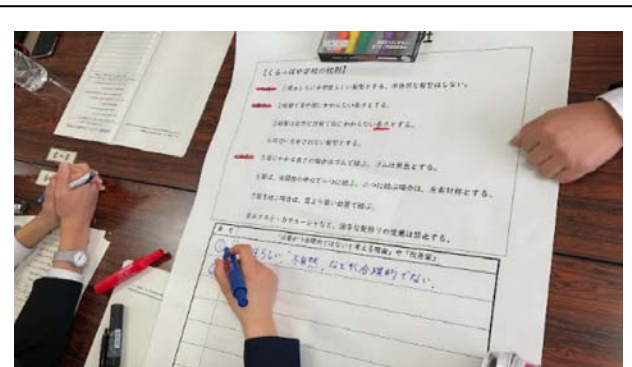
- (1) 「子どもの権利条約」「こども基本法」「校則の意義」の説明
- (2) 校則見直しのプロセスを体験する学習（VTR視聴・班別協議）
- (3) 班協議の発表及び感想発表



班協議の様子



班協議の発表



班協議の意見交流



生徒の感想発表

7 参加者の感想

【生徒】この学習会で、周りの中学校で何をしているのか、例えば、校則を生徒と先生と一緒に見直している学校があることを知ることができました。そのことを初めて知る機会になり、今日学んだことを早速学校に持って帰り、明日は話し合う機会があるので、提案をしてみようと思いました。

【生徒】今日の学習で、おかしいなとかいらぬのではないかとこの校則がたくさんありました。自分の学校の校則でもそのような校則がないか考える機会をもちたいと思いました。

【生徒】今日の学習会で、校則を見直すために必要な観点やポイントなどを学べたので、今日学んだことを学校に持ち帰って、校則について話し合う機会があると思うので、今日学んだことをしっかりと思いだしながら生かしながら話し合いを進めていきたいと思いました。

【教職員】生徒、保護者の方々の様々な意見に触れることができるいい機会でした。「校則を考える」という機会に恵まれ、「きまり」や「固定観念」について意見交換ができるという貴重な機会でした。学校に戻って、校則の見直しに改めて取り組みたいと思いました。

【保護者】とても素晴らしい会でした。このような機会に感謝いたします。これから、校則が変化する中で、各学校でばらつきが出るかもしれません。その場合に、受験などで子どもに不利益が生じないように教育委員会の方々にも今後の対策をお願いしたいと思います。



協議の観点をまとめたVTR



VTRを視聴する様子

久留米市立学校における医療的ケアについて（報告）

Ⅰ 令和4年度 市立学校における医療的ケアの内容

（Ⅰ）市立学校における医療的ケア実施状況

	特別支援学校	小学校	中学校
対象者数	小学部：11名 中学部：3名 高等部：4名 計：18名	1名（1年）	1名（1年）
在籍校	久留米特別支援学校	鳥飼小 （通常学級）	北野中 （病弱特別支援学級）
訪問看護事業者	訪問看護ステーション「くるめ」	週4日：ありす訪問看護 久留米ステーション 週1日：アップルハート訪問看護ステーション久留米	週4日：訪問看護ステーション「くるめ」 週1日：アップルハート訪問看護ステーション小郡

（Ⅱ）久留米大学との事業連携実績

令和3年12月28日締結の覚書に基づき、久留米大学医学部小児科、看護学科、人間健康学部総合子ども学科と連携を行いました。

内容	連携部署
学校での医療的ケア実施環境の確認	久留米大学医学部小児科
教職員研修	久留米大学医学部小児科、看護学科
学校での緊急シミュレーションへの助言	久留米大学医学部看護学科
公用携帯による学校配置看護師との情報共有、相談対応	久留米大学医学部小児科
「医療的ケア児が普通小学校で学ぶことの実態調査を通して」（卒業論文）の学校現場実態調査（鳥飼小）	久留米大学人間健康学部総合子ども学科

（Ⅲ）久留米市立学校における医療的ケア実施運営協議会開催実績

学校における医療的ケアの実施や学校運営上の課題等について、点検、評価及び協議、関係機関等との連携等を図るため、久留米市立学校における医療的ケア実施運営協議会を設置し、7月・10月・12月・2月の計4回、会議を開催しました。

委員は、学識経験者、医療機関、保健・福祉関係者、保護者、学校関係者、行政職員（教育部・子ども未来部・健康福祉部）で構成しています。

また、10月の会議から福岡県立福岡特別支援学校の看護師もオブザーバーとして参加しています。

(4) 文部科学省「学校における医療的ケア実施体制充実事業」実績

- ①久留米市立学校における医療的ケア実施運営協議会の設置と会議開催
 - ②在籍小中学校において、学校における医療的ケアについての研修を実施
 - ③公用携帯の活用を活用した、緊急時の連絡体制構築と久留米大学病院の主治医への相談体制の構築
 - ④医療的ケアリーフレットの作成（保護者用、学校用、看護師用、医療機関用を作成）
- ※その他、参議院議員、文部科学省初等中等教育局視学官、特別支援教育課長、厚生労働省、市原市議会の視察もありました。

2 令和5年度 市立学校における医療的ケアの内容（予定）

(1) 市立学校における医療的ケア実施状況（予定）

	特別支援学校	小学校	中学校
対象者数	小学部：13名 中学部：3名 高等部：2名 計：18名	1名（新2年）	1名（新2年）
在籍校	久留米特別支援学校	烏飼小（通常学級）	北野中（病弱特別支援学級）
訪問看護事業者	調整中	ありす訪問看護久留米ステーション	訪問看護らいと
その他		【新規】烏飼小新5年生胃ろう（2H）対応に向け調整中	週5日対応可能

(2) 久留米大学との事業連携

令和3年12月28日締結の覚書に基づき、令和5年度も連携を行っていきます。
現時点での予定は以下のとおりです。

内容（予定）	連携部署
学校での医療的ケア実施環境の確認	久留米大学医学部小児科
教職員研修	久留米大学医学部小児科、看護学科
学校での緊急シミュレーションへの助言	久留米大学医学部看護学科
公用携帯による学校配置看護師との情報共有、相談対応	久留米大学医学部小児科

※その他、状況に応じて相互連携を図っていきます。

(3) 久留米市立学校における医療的ケア実施運営協議会開催

令和5年度も計4回の会議開催を予定しています。

引き続き、学校における安全安心な医療的ケアの実施について、情報共有や課題の把握、対応の内容などを協議していきたいと考えています。

(4) 文部科学省「学校における医療的ケア実施体制充実事業」受託

令和5年度も受託事業として承認を受けました。

令和5年度は、令和4年度の取組に加え、講演会の開催を予定しています。

令和5年3月開催「青峰小学校と高良内小学校の統合【案】」
に関する説明会について（報告）

1 説明会の概要

(1) 説明内容

- 第2次久留米市立小学校統合基本計画【案】について
- 12月の青峰小説明会で出された質問・意見への回答（まちづくりに関すること等を含む）

(2) 市教委・市の出席者

- 教育部 部長、次長、教育振興担当次長、学校教育課長、指導主幹、学校規模対策主幹、学校教育課課長補佐・主査 他3名
- 総合政策部 政策調整官（2名）、協働推進部 地域コミュニティ課長、子ども未来部 子ども政策課長 他3名

2 青峰校区における開催結果

(1) 開催日時や参加者数等

日時	対象	場所	参加者数
3月7日(火) 17:30～	保護者	青峰小体育館	13名
3月21日(火)10:00～	保護者・地域	校区コミセン	20名
3月22日(水)19:00～	保護者・地域	校区コミセン	10名
合計			43名

(2) 参加者からの主な意見等

① 学校に関すること

- ア 県の加配によりR5年度の複式学級が回避されることは良かったが、統合前のR6年度も回避できるようにお願いしたい。
- イ 子どもや保護者の統合への不安解消のために、十分に対応して欲しい。城島地域の統合事例の取組実績をもっと教えて欲しい。特別支援教室や通級指導教室に在籍する児童にも十分に対応して欲しい。
- ウ 通学路の安全対策は早めに十分な取組をして欲しい。(街灯、イノシシ対策など)
- エ 高良内小のトイレは和式(体育館)があると聞くが全て洋式化して欲しい。
- オ 小中一貫校の設置についてどう考えているか。



② まちづくりに関すること

- ア 県営住宅や市営住宅はどうなるのか。
- イ 地域活性化委員会を立ち上げて1回会合を開いた。市営住宅の件など要望をとりまとめたいて考えている。
- ウ 市営住宅にエレベーターは付かないのか。若者が入りやすくなるような対応や老朽化対策に取り組んで欲しい。

- エ 跡地の利活用はどうか。管理はどこが行うのか。
- オ ニュータウン政策は失敗だったのではないか。



③ その他

- ア 学童保育所はどうか。
- イ 統合して子どもたちが楽しくなるような環境づくりができるので嬉しく思う。
- ウ 青峰小の状況は以前から分かっていたはず。今回の話は唐突感が大きい。卒業生への配慮がない。

3 高良内校区における開催結果

(1) 開催日時や参加者数等

日時	対象	場所	参加者数
3月21日(火)14:00～	保護者・地域	校区コミセン	15名
3月23日(木)19:00～	保護者・地域	校区コミセン	7名
合計			22名

(2) 参加者からの主な意見等

① 学校に関すること

- ア コミセン周辺に児童の送迎車が増える心配がある。その対応も考えて欲しい。
- イ 4年生の教室は階が分かれているし、保健室が狭いなどの課題がある。
- ウ 通学路についてスクールバスは運行されるか。高良内と青峰を行き来する道路は歩道しかない。道路の整備を行うべき。
- エ 複式学級は子どもにとって不利になるというデータがあるのか。

② まちづくりに関すること

- ア 青峰は市が作ったまちであり、もっと慎重に考えるべき。2年後の統合は早すぎるのでは。人口の多い他校区から入れるようにすべき。
- イ 青峰は若者が入れるようにすべき。青峰の意見をもっと聞くべき。
- ウ 青峰は集合住宅ではなく、高良内のように戸建てを増やせば良いのでは。

③ その他

- ア 学童保育所はどうか。
- イ PTAの取扱は、城島の統合時の資料なども示して欲しい。
- ウ 高牟礼中学校もいずれ統合するのか。
- エ 子どもたちにとって、人とのつながりやコミュニケーションは大事。統合は学校だけでなく、保護者も地域も一緒になって協力していきたい。



3 今後の予定

- 説明会の配付資料について、両校の保護者に学校を通じて周知し、両校区の地域住民に回覧板を通じて周知する。(4月14日(金)まで質問や意見を募集)

特色ある教育実践指定事業について

1 事業の趣旨

児童生徒に求められる資質・能力を育成するために、特色ある教育実践指定校を設ける。指定校については、学校（校長）からの応募方式とし、実践内容についても学校が設定する。校長のリーダーシップのもと、教職員のベクトルを合わせ、特色ある教育実践に取り組み、児童生徒の学力向上に資する。また、教育実践の成果を広く啓発・普及することによって、本市学校教育の振興・充実に資する。

2 事業開始年度

令和3年度

3 実践指定期間

2年間 ※ただし、毎年募集を行う。

4 指定までの手続き

- ① 前年度末の校長会にて募集依頼
 - ② 校長による実践内容の設定・申し込み
 - ③ 教育長と校長の面談・指定決定
 - ④ 実践開始
～ 1年目の実践 ～
 - ⑤ 実践の経過報告（作成した動画を年度末の校長会にて発表）
～ 2年目の実践 ～
 - ⑥ 実践の最終報告（作成した動画を年度末の校長会にて発表）
- ※ 実践報告動画はGoogle サイトにて市内教職員が視聴できるようにする。

5 実践指定校と実践内容

年度	学校名	テーマ（上段…実践テーマ 下段…具体的な実践内容）
R3 ＼	京町小	小学校外国語教育におけるCLIL的アプローチの実践 (英語を活用した様々な教科や学習活動の実践)
	山川小	陰山メソッドを活用した徹底復習学習の実践 (陰山メソッドに基づく朝の「チャレンジタイム」15分間の取組)
	津福小	陰山メソッドを活用した徹底復習学習の実践 (算数科における基礎・基本の反復学習)
R4	田主丸小	算数の学びを深めるための予習学習の実践 (予習を生かした思考場面と練習問題を重点化した授業)
	諏訪中	新しい生活様式における「共生」のあり方を求める教育活動の実践 (オンラインを活用した双方向学習の充実)
R4 ＼	鳥飼小	陰山メソッドを活用した徹底復習学習の実践 (「鳥飼タイム」を活用した反復学習の取組)
	弓削小	自ら成長する教員が育つ学校づくり (メンタリング研修や管理職によるPDCAマネジメント)
R5	高牟礼中	論理的に思考し、表現する生徒の育成 (「書くこと」に関わる言語活動や振り返りの取組)